

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では「障害者基本法」の考え方を踏まえ、平成20年度に平成21年度から平成23年度までを計画期間とする山陽小野田市障がい者福祉計画を策定しました。この計画では、「障がいのある方が安心して自立できる環境づくり」を障がい者施策の基本目標とし、具体的な施策を定めました。

一方、平成17年に成立した「障害者自立支援法」に基づき、平成18年度には第1期山陽小野田市障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）を、平成20年度には第2期障がい福祉計画（平成21年度～平成23年度）を策定しました。

この計画では、「障害者自立支援法」に基づく「障害福祉サービス」や相談支援の見込量、数値目標を設定しました。

これまで両計画に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を送れるよう障がい者施策を推進してきました。

さて現在、国の障がい者制度改革推進本部等において政府へ障がい者保健福祉施策への提言がなされていることから、障がい者施策及び障がい者に関する法律が大幅に見直されてきており、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が実施される予定になっています。

このように障がい者福祉施策が流動的な状況ではありますが、本市の障がい者が円滑に地域に移行し自立した生活が送れるよう引き続き、「障害福祉サービス」及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

このため次期障がい者福祉計画（平成24年度～平成26年度）ではこれまでの障がい者福祉計画の見直しを図りつつ、第3期障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）では、第2期計画の実績や進捗状況を踏まえ、かつ、国の基本指針に基づき、平成24年度から平成26年度までの「障害福祉サービス等」の見込量や数値目標を改めて設定し、策定することとします。

2 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

山陽小野田市障がい者福祉計画は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

山陽小野田市障がい福祉計画は、障がい者福祉計画を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

また、両計画は、本市のまちづくりの上位計画である山陽小野田市総合計画の部門別計画として、障がい者の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより計画の推進を図るものです。

(2) 計画の性格

山陽小野田市障がい者福祉計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障がい福祉計画は、「障害者自立支援法」第88条第1項に定める法定計画です。

	障がい者福祉計画	障がい福祉計画
根拠法	「障害者基本法」第11条第3項	「障害者自立支援法」第88条第1項
性 格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画	障がい福祉サービスの等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
現 状	平成21年度～平成23年度 （3年間）	第2期計画： 平成21年度～平成23年度（3年間）
今回計画期間	平成24年度～平成26年度 （3年間）	第3期計画： 平成24年度～平成26年度（3年間）

3 計画の期間

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	新体系サービスへの移行（移行期限H23）								
	山陽小野田市 第 1 期障がい福祉計画 （H18～H20）								
					第 2 期山陽小野田市 障がい福祉計画 山陽小野田市 障がい者福祉計画 （H21～H23）			第 3 期山陽小野田市 障がい福祉計画 山陽小野田市 障がい者福祉計画 （H24～H26）	
	旧小野田市・旧山陽町 「障害者福祉計画」 （H15～H22）								

4 計画の策定体制

- 障がい者の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がい者のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるためアンケート調査を行い計画策定の基礎資料とします。
- 本計画策定には学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民等の参画を求め、障害福祉計画検討委員会を開催し、幅広い意見の反映に努めます。また、自立支援協議会においても計画策定について意見を聴取します。
- 計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させる

ため、計画に対するパブリックコメントを実施します。

5 計画策定スケジュール

月	実 施 内 容
平成23年 7月	障がい福祉サービス等利用者アンケート発送
8月	
9月	障がい福祉計画（第3期）に定めるサービス必要量の見込みに関する中間報告案を県へ提出
10月	国から「第3期障害福祉計画」策定について追加指示
11月	障がい福祉計画（第3期）に定めるサービス必要量の見込み（同行援護・計画相談支援）追加提出 第1回「障害福祉計画検討委員会」
12月	自立支援協議会
平成24年 1月	障がい福祉計画（第3期）に定めるサービス必要量の見込みに関する最終報告案を県へ提出 第2回「障害福祉計画検討委員会」
2月	パブリックコメント
3月	第3回「障害福祉計画検討委員会」 「第3期障がい福祉計画」策定